

川越市農政課からのお知らせです

川越市肥料価格高騰対策支援金のご案内

1. 事業目的

令和2年ごろから、世界情勢のめまぐるしい変化や、世界の穀物需要増加などを受け、肥料価格の高騰が続いており、農業経営にも影響が及んでおります。
そこで、肥料価格高騰を受け、肥料の購入代金を一部補助し、農業者の支援を図ります。

2. 交付対象となる肥料

次のすべてに該当する肥料。

- ① 令和7年4月1日～令和8年1月31日に購入（支払まで完了していること）した肥料。
- ② 令和7年度中に使用する目的で購入されたものであること。
★水稻に使用する目的で購入した肥料に限っては、水稻次期作（令和8年4月～6月に作付けされる水稻）のために使用するものも対象とする。
- ★水稻に使用する目的で購入した肥料に限っては、今期作と次期作（令和8年4月～6月に使用するもの）の重複申請はできません。
- ★水稻作分と水稻作以外分については、併せて申請することが可能です。
- ③ 農業用として適切に使用されるものであること。

3. 交付対象者

次のすべてに該当する者。

- ① 市内に住所を有する農家世帯員または市内に本店所在地を置く法人。
- ② 市内の農地で耕作を行い、生産した農産物を販売または出荷していること。
- ③ 農地台帳に登載された農家世帯員または法人であること。（農政課で確認いたします。）
上記にかかわらず、次のいずれかに該当する者は対象としません。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関する者
 - ・川越市税条例（昭和29年条例第19号）第3条に規定する市税の滞納があるとき。

4. 補助率

肥料購入代金（税抜）の1/3以内（100円未満切捨て）（上限額：10万円）

当事業は先着順ではありません。

申請者が多く、予算額を超過した場合は按分いたします。その場合、申請額より低い額での交付となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 申請書類配布場所

- 様式第1号（交付申請書兼請求書）及び様式第1号別添（申請書類肥料一覧）については、市ホームページよりダウンロードいただけるほか、下記の場所にて配布しています。
- ・農政課窓口（本庁舎5階）
 - ・市内JAいるま野各支店
 - ・JAいるま野第一営農販売センター（川越市大字北田島634-1）
 - ・JAいるま野川越第一共販センター（川越市下赤坂1805-52）

6. 申請書類

以下の①～⑤の書類をすべてご提出ください。

- ① 様式第1号（交付申請書兼請求書）
- ② 様式第1号別添（申請対象肥料一覧）
- ③ 販売・出荷していることが分かる書類
販売農家であることを確認するためです。作物を販売・出荷していることが分かる、出荷伝票等を提出してください。一部で大丈夫です。
- ④ 申請する肥料について、購入したことが分かる（支払ったことが分かる）書類。
領収書など肥料名称、数量、金額、支払日が明記されたものとしてください。
- ⑤ 振込先口座が分かる通帳等の写し。
申請者と振込口座の名義は同一としてください。

7. 申請方法

市役所本庁舎5階農政課まで持参。（郵送可。）

住所：〒350-8601

川越市元町1-3-1 川越市 農政課 経営支援担当



8. 提出期限

令和7年9月1日（月曜）から

令和8年2月10日（火曜）まで

※郵送の場合は消印有効。

9. 交付時期

令和8年3月上旬を予定しています。

10. その他

ご不明な点がございましたら、裏面のQA集をご確認いただき、解決しない場合は以下の担当までご連絡ください。

市ホームページはコチラから→

問合せ先 川越市役所 農政課 経営支援担当

市役所本庁舎5階

電話：049-224-5939（直通）

